

(議) 第 3 号

秋田市議会会議規則の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和7年3月18日

提出者

秋田市議会議員 安 井 正 浩
外35名

秋田市議会議長 菅 原 琢 哉 様

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項および第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え附けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条の見出し中「及び」を「および」に改め、同条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第44条第2項中「（付託事件を議題とする時期）」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第46条中「なお審査」の次に「又は調査」を加える。

第74条を次のように改める。

（選挙規定の準用）

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項および第33条の規定を準用する。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会および参考人」に改め

る。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第86条中「、印刷して」を削り、同条ただし書を削る。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第94条の2中「出席した」を「出席している」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、もしくは意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第135条を次のように改める。

（選挙規定の準用）

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項までおよび第32条第1項の規定を準用する。

第139条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

- 2 委員会への付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「当該委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「並びに」を「ならびに」に、「及び」を「および」に、「附記」を「付記」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改め、同条ただし書を削る。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰の動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第7章中第166条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開会方法の特例）

第166条の2 議長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生もしくは育児、介護その他のやむを得ない事由により構成員が協議等の場の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第167条の2 議会又は議長もしくは委員長（以下この条および次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項および第6項ならびに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、

議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項および第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項および第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、又は記名押印する

こと（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関するこの規則の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会議規則に規定する各種手続のオンライン化等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。